

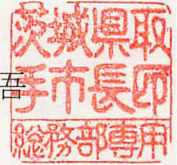


情報部分開示決定通知書

取総発第 992号
令和4年1月31日

■■■■■■■■■■ 様

取手市長 藤井 信吾



令和3年12月16日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、不服を申し立て、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、4ページをご覧ください。

請求に係る情報の名称、内容	<p>政治団体「取手新時代をひらく会」への寄附をめぐって市民から出された調査請求に基づき開かれた取手市政治倫理審査会（以下審査会）に関する下記情報</p> <p>1) 11月22日の第2回審査会の議事録（発言者ごとの発言内容が分かるもの）と録音データ</p> <p>2) 上記1)の審査会での決定より行われた関係者への調査内容とその結果</p> <p>3) 12月15日の第3回審査会の議事録（発言者ごとの発言内容が分かるもの）と録音データ</p> <p>4) 上記1) 3)の会合時と会合時以外を問わず、審査会委員に提供された資料・データ類（メール添付を含む）</p> <p>5) 審査会会長と審査会事務局（市総務課）とのやりとりが分かる情報（メールを含む）</p>	
開示の日時及び場所	日時	
	場所	郵送
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input checked="" type="checkbox"/> 送付希望） <input type="checkbox"/> 視聴	
開示することができない部分及び理由	<p>1 開示することができない部分及び理由</p> <p>(1) 「請求に係る情報の名称、内容欄」記載の内容のうち、次の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『2) 上記1)の審査会での決定より行われた関係者への調査内容とその結果』のうち、平成29年分収支報告書の寄附者の氏名、住所、職業、取手新時代をひらく会会計責任者の印影 ・『4) 上記1) 3)の会合時と会合時以外を問わず、審査会委員に提供された資料・データ類（メール添付を含む）』のうち、調査請求者の 	

住所、氏名、電話番号、印影及び平成 29 年分収支報告書の寄附者の氏名、住所、職業

(開示することができない理由)

いずれも、取手市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する、特定の個人を識別することができる情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 「請求に係る情報の名称、内容欄」記載の内容のうち、次の内容

・『2) 上記 1) の審査会での決定より行われた関係者への調査内容とその結果』のうち、茨城県南水道企業団の入札結果の一部(入札参加業者の名称、落札業者の名称)、寄附者が代表取締役を務める会社の決算報告書及び総勘定元帳の内容。ただし、入札結果の情報については、開示決定通知日において、公表されている情報を除く。

・『4) 上記 1) 3) の会合時と会合時以外を問わず、審査会委員に提供された資料・データ類(メール添付を含む)』のうち、茨城県南水道企業団の入札結果の一部(落札業者名及び入札業者名、応札業者名、指名業者名)、寄附者が代表取締役を務める会社名、会社所在地。ただし、入札結果の情報については、開示決定通知日において、公表されている情報を除く。

・『5) 審査会会長と審査会事務局(市総務課)とのやりとりが分かる情報(メールを含む)』のうち、取手市政治倫理審査会会長及びその他委員の会社のメールアドレス、会社名、会社所在地、電話番号、ファクシミリ番号

(開示することができない理由)

いずれも、取手市情報公開条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する、法人その他の団体を識別することができる情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(3) 「請求に係る情報の名称、内容欄」記載の内容のうち、次の内容

・『2) 上記 1) の審査会での決定より行われた関係者への調査内容とその結果』のうち、寄附者の氏名、住所、寄附年月日、寄附金額及び回答内容並びに寄附者が代表取締役を務める会社の名称、法人番号、所在地及び回答内容

・『4) 上記 1) 3) の会合時と会合時以外を問わず、審査会委員に提供された資料・データ類(メール添付を含む)』のうち、寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額並びに寄附者が代表取締役を務める会社の名称、法人番号、所在地、回答内容、受注した工事の落札年月日、工番、予定価格、落札価格、入札結果一覧の番号及び落札業者名

・『5) 審査会会長と審査会事務局(市総務課)とのやりとりが分かる情報(メールを含む)』のうち、寄附者の氏名及び寄附者が代表取締役を務める会社名

(開示することができない理由)

取手市情報公開条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるため。

- (4)「請求に係る情報の名称、内容欄」記載の内容のうち、次の内容
- ・『2) 上記1) の審査会での決定より行われた関係者への調査内容とその結果』のうち、令和元年年分収支報告書
 - ・『4) 上記1) 3) の会合時と会合時以外を問わず、審査会委員に提供された資料・データ類(メール添付を含む)』のうち、令和元年年分収支報告書及び商業登記簿
- (開示することができない理由)

取手市情報公開条例第16条第1項に該当する、情報の閲覧若しくは縦覧、又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が法令等の規定により定められており、本条例の適用外のものであるため。

2 文書不存在の部分及び理由

- (1)「請求に係る情報の名称、内容欄」記載の内容のうち、次の内容
- ・『1) 11月22日の第2回審査会の議事録(発言者ごとの発言内容が分かるもの)と録音データ』
 - ・『3) 12月15日の第3回審査会の議事録(発言者ごとの発言内容が分かるもの)と録音データ』

(文書不存在の理由)

上記議事録については、本件開示請求日時点において、取手市情報公開条例第2条第3号に該当する文書を作成していないため。

上記録音データについては、職員が職務を遂行する上で用いるものであり、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないことから、取手市情報公開条例第2条第3号に規定する「情報」に該当しないため。



所 管 課	茨城県取手市役所 総務部 総務課 郵便番号 : 302-8585 連絡先住所 : 取手市寺田5139番地 電話番号 : 0297-74-2141 (内線) 1125
備 考	

- 注意 1 情報の開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。
2 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。

この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。

[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

取手市